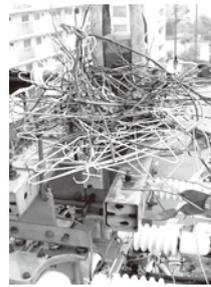


電柱にカラスの巣を見つけたら、 中部電力パワーグリッドへ！



例年3月から5月にかけて、カラスが電柱に巣を作ります。カラスの巣に使われる金属製ハンガーや針金が電線に接触すると、広範囲な停電が発生する可能性があります。ハンガーなどを屋外に放置しないようにしてください。

また、電柱の上のカラスの巣を見つけた場合は2次元コードから連絡をお願いします。連絡いただいた方へ、



謝礼を進呈させていただくキャンペーンを実施していますので、ご協力をお願いします！

●キャンペーン期間
3月1日(土)～5月31日(土)

☎中部電力パワーグリッド
050(7771)2517

敷地内のみで使用する車両も 軽自動車税がかかります



原動機付自転車・小型特殊自動車に該当する車両の場合「工場や農地内のみで使用し、公道を走行しない」場合でも、ナンバープレートを取り付ける必要があります。該当車両を所有している場合は必ず申告をして、ナンバープレートの交付を受けてください。

なお、使用していない車両でも、令和7年4月1日時点で所有していれば軽自動車税(種別割)が課税されます。

☎国税務課
内線112



固定資産土地価格・ 家屋価格の縦覧



自己の土地・家屋の評価額と他の方の評価額を比較し、評価額が適正であることを確認していただくために縦覧を行います。

●とき
4月1日(火)～30日(木)

※土日、祝日を除く

●ところ 税務課

●対象・内容
・土地の納税者：土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、

地目、地積、評価額)

・家屋の納税者：家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額)

※同一世帯の親族、代理人で委任状を提示した方も縦覧可

●必要なもの
・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

固定資産課税台帳の閲覧



自己所有の固定資産や、借地・借家人などの権利に係る「固定資産課税台帳」の閲覧を行います。

●とき
4月1日(火)～通年

※土日、祝日を除く

●ところ 税務課

●対象・内容
・固定資産の所有者：当該所有に係る固定資産

・固定資産税の納税義務者
：当該納税義務に係る固定資産

・借地人：当該権利の土地
・借家人：当該権利の家屋
とその敷地の土地

※同一世帯の親族、代理人で委任状を提示した方も閲覧可

●手数料 1件 250円

※4月1日(火)～30日(木)の閲覧は無料

・法人は社印・代表者印の押印がある委任状

●その他
・縦覧帳簿の内容は、電話での問い合わせ不可
・縦覧帳簿のコピー不可
・評価額に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内に限り、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出ができます。

☎国税務課 内線116

●必要なもの
・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

・法人は社印・代表者印の押印がある委任状

・借地、借家人は賃貸借契約書や賃借料領収書など(最新のもの)

☎国税務課 内線116

3月1日～3月7日は
春の火災予防運動

令和6年度

全国統一防火標語

「守りたい」

未来があるから

火の用心

火災は命や財産を奪う大変恐ろしいものです。空気が乾燥し火災が発生しやすい季節ですので、火災に対し十分な備えをしましょう。家族や近所の助け合いを大切にして、みんなで声をかけあって火災予防に取り組んでいきましょう。



●火災の件数

令和6年中の知多中部管内(半田市、阿久比町、武豊町、東浦町)では、81件の火災が発生しました。火



種別	件数(前年比)
建物火災	42件(+2件)
車両火災	6件(+1件)
その他の火災	33件(-11件)
合計	81件(-8件)

令和6年 出火原因		
1位	たき火	10件
2位	火入れ*	8件
3位	たばこ	6件

※農作業などで、枯草や雑木などを焼くこと

災による死者は5人、負傷者は9人です。昨年と比較して火災の件数は8件減少しました。少しの油断から火災は発生します。火気の取扱いなどには、十分注意してください。

たき火や火入れが原因で発生した火災の多くは、風の影響で大きく燃え広がり、周囲の枯れ草などに

火の粉が飛んだりしたこと発生しています。空気が乾燥して風が強いときは、屋外で火を使うことをやめましょう。

●住宅用火災警報器の点検を実施しましょう

住宅用火災警報器は、火災をいち早く知らせてくれる機器です。きちんと作動するように、日頃の維持管理が大切です。

・定期的に点検ボタンなどで、メッセージや警報音が鳴るかの作動確認をしましょう。鳴らない場合は、電池がきちんとセットされているかを確認し、それでも鳴らない場合は電池を交換してください。機器には交換時期があります。約10年経った機器は、本体を交換しましょう。



●住宅用火災警報器の取り付けを支援します

住宅用火災警報器を購入したけれど、取り付けていない方で、①～④にすべて該当する場合は、希望により消防職員を派遣し、住宅用火災警報器の取り付けを行います。

- ①購入したものの、個人で取り付けることができない方
- ②親戚や近隣者などによる取り付けの協力が得られない方
- ③半田市、阿久比町、武豊町、東浦町在住の方
- ④平日午前9時～午後4時の間に取り付け可能な方

※取り付け料金は無料
※電池式の住宅用火災警報器に限る



☎ 0569(21)1491
消防本部 予防課
☎ 0569(21)1491

消防たいけん
参加者大募集!

4月から町内在住などの小学生を対象に、消防や防災を楽しく学べる体験イベントを年間通して行っています。

申込みフォームから登録いただいた方へ、消防署のメールからイベント情報をお届けします。

●対象

半田市、阿久比町、武豊町、東浦町在住の小学生

●参加費 無料

●申込み

3月31日(月)までに2次元コードから申込み

申込みフォームはコチラ



☎ 0569(21)1491
消防本部 予防課
☎ 0569(21)1491
✉ yobou@chitachu.jp

犬の登録と狂犬病予防注射日程表

実施日	時間	会場
4月4日(金)	9:15~9:30	緒川コミュニティセンター
	9:40~10:00	森岡コミュニティセンター
	10:15~10:30	卯ノ里コミュニティセンター
	10:50~11:05	メディアス体育館ひがしうら
	11:15~11:30	藤江老人憩の家
4月5日(土)	9:30~9:45	相生老人憩の家
	9:55~10:05	東浦葵ノ荘団地自治集会所
	10:15~10:35	石浜中集会所横駐車場
	10:45~11:00	平池台自治集会所
	11:10~11:30	藤江公民館
4月7日(月)	9:30~9:45	役場
	9:55~10:10	北部ふれあいセンター
	10:30~10:45	東ヶ丘集会所
	11:00~11:15	石浜コミュニティセンター
	11:30~11:45	生路コミュニティセンター

愛犬の登録と狂犬病予防注射はお済みですか？



生後91日以上の犬は、登録をして、毎年、狂犬病予防注射を受けなければなりません。次の予定で狂犬病予防注射を行いますので、お近くの会場で受けることができます。(動物病院では、日程表にかかわらず接種可能) 新たに未登録の犬を飼いだめた場合は、注射会場に登録することができます。その際、注射料金のほかに登録料が必要となります。

- 登録料金(未登録の場合のみ) 1頭 3000円
- 持ち物 町で犬の登録をしている方には、注射日のお知らせハガキを送ります(3月中旬に発送予定)。当日はハガキ表面の問診票を書いて、必ず持参してください。
- 注意 正当な理由なしに予防注射を受けないと、狂犬病予防法違反として罰せられることがあります。令和7年3月2日以降に

注射済みの犬は受ける必要はありません。雨天決行。警報等が発令された場合は中止

- 犬を飼っているみなさんへ ペットは家族の一員として愛情と責任をもって飼いましょう。
- 犬のフンは必ず飼い主が家に持ち帰りましょう 散歩の時に犬がフンをした場合は、必ず家に持ち帰ってください。道路や公園、民家の敷地などが汚れ、おいを放つて大変不衛生です。持ち帰ったフンはもえるごみとして出してください。
- 放し飼いはやめましょう 散歩中は必ずリード(綱)をつけましょう。犬の放し飼いは、人に噛み付く事故になる恐れがあり、飼い主の責任が問われます。
- 災害のために備えましょう 災害時の避難のために、犬をケージに慣れさせておきましょう。備蓄品は各自で用意しローリングストックしましょう。

環境課 内線283



町民農園(石浜農園)利用者の募集



- 募集農園
- ところ 石浜字孤蓋地内
- 募集区画数 1区画(35㎡程度)
- 利用料 1区画 年間3150円
- 農園について
- 対象 町内在住、在勤の方
- 利用は1世帯1区画
- 貸付予定期間 4月1日(日)~令和8年3月31日(日)
- 更新可能。ただし、耕作などの取り組み具合によつ

- 禁止行為 建物および工作物の設置、営利を目的とする作物の栽培、農園の転貸、果樹等の永年性作物の栽培
- 申込み 3月3日(日)~17日(日)に直接問い合わせ先へ ※申込み多数の場合は抽選

